

（ 令 4 . 1 0 . 2 8
実 9 - 2 ）

2022年10月28日
政府税制調査会
第9回納税環境整備に関する専門家会合

日税連・税理士会における 税務申告支援等の取組み

日本税理士会連合会

日本税理士会連合会とは

- 日本税理士会連合会(日税連)は、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務、税理士の登録に関する事務を行っている。
- 税理士法に基づく法人で、全国15の税理士会から構成される。
- 税理士会は、国税局の管轄区域ごとに設立され(※)、その下に計494の支部がある。
※都道府県単位の設立ではない。



(c)税理士会広報キャラクター
にちせいくん



日税連の事業(日税連会則第3条に基づく)



- ① 税理士会及びその会員の指導、連絡及び監督に関する勧告・指示
- ② 税務行政その他租税又は税理士に関する制度についての調査研究
- ③ 税理士会の会員の業務の改善進歩に関する調査研究
- ④ 税理士に関する制度及び税理士の業務に関する広報活動
- ⑤ 会報の発行
- ⑥ 税理士の登録及び税理士法人の届出に関する事務
- ⑦ 税理士の研修に関する必要な施策
- ⑧ 小規模納税者に対する税理士の業務に関する必要な施策 (税務支援)
- ⑨ 税理士会の会員の業務に関する帳簿の作成に関する必要な施策
- ⑩ 租税教育等に関する必要な施策
- ⑪ その他日税連の目的を達成するための必要な施策
- ⑫ 税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申する

税務支援とは



◆ 税理士法第1条（税理士の使命）

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

◆ 同法第52条（税理士業務の制限）

税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行つてはならない。

▶ これら規定により、資力のない納税者の税務申告を支援することが要請され、**税務支援**が日税連・税理士会会則の絶対的記載事項に

◆ 同法第49条の2②（税理士会の会則） ※日税連会則についても同様に規定
税理士会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

九 **委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務**に関する規定

※法の要請のみならず、税理士の職能・知識を社会に広く提供するという意味で、**税理士による社会貢献**でもある

税務支援事業の種類

1. 独自事業

■ 日税連又は税理士会が独自で主体的に実施するもの

- ・税理士会が運営する常設の税務相談所、確定申告期にショッピングモール等で開催する税務相談会など。大規模災害の被災者に対する雑損控除額の計算の支援等も含む。



2. 受託事業

■ 国又は地方公共団体が委託者となる税理士業務に係る事業を受託して実施するもの

- ・確定申告期の税務署等での無料税務相談や電話相談、事業者への記帳指導など。

3. 協議派遣事業

■ ①国②地方公共団体③納税者の指導のために公的な補助金等の交付を受けており日税連・税理士会があらかじめ指定する団体等との協議に基づき実施するもの

- ・商工会、青色申告会、農協等に税理士を派遣して行う税務相談や、納税者が作成した申告書の確認・e-Taxによる代理送信など。

令和3年度の税務支援実績



	税理士会員数 (令和4.3.31現在)	従事税理士人数(延人数)				指導納税者数(実数)			
		独自事業	受託事業	協議派遣 事業	合 計	独自事業	受託事業	協議派遣 事業	合 計
東京	23,797	2,204	7,183	3,303	12,689	5,170	170,161	37,331	212,662
東京地方	5,012	880	2,830	1,981	5,691	3,167	63,085	18,060	84,312
千葉県	2,513	284	1,694	755	2,733	1,062	45,814	4,489	51,365
関東信越	7,500	12,399	6,322	4,653	23,374	4,360	35,220	59,539	99,119
近畿	15,169	1,991	6,864	4,127	12,982	13,509	108,940	30,732	153,181
北海道	1,860	311	943	636	1,890	1,815	28,586	10,459	40,860
東北	2,493	1,651	1,551	2,728	5,930	2,537	28,102	81,410	112,049
名古屋	4,741	1,399	3,186	1,436	6,021	1,010	89,686	11,747	102,443
東海	4,382	1,029	3,236	2,985	7,250	2,261	14,149	35,520	51,930
北陸	1,426	126	1,428	942	2,495	937	15,857	14,971	31,765
中国	3,198	468	2,673	2,043	5,184	4,413	60,468	32,815	97,696
四国	1,640	311	1,666	1,551	3,528	669	10,877	22,669	34,215
九州北部	3,440	383	3,335	6,027	9,745	1,944	62,246	63,715	127,905
南九州	2,227	1,987	1,338	2,312	5,637	2,780	62,862	33,757	99,399
沖縄	471	24	478	101	603	668	5,254	14,043	19,965
合計	79,869	25,446	44,725	35,579	105,749	46,302	801,307	471,257	1,318,866

※令和2年分の所得税確定申告期限の延長に伴う税務支援も含む。

その他高齢者・障がい者等への支援施策①

● 成年後見等

税理士は、成年後見人等に就任して被後見人等の支援を行うほか、各市町村の地域連携ネットワークを通じて、他の成年後見人等に対し、税務に関する助言等を行うことも期待されている。

日税連及び全国の税理士会の成年後見支援センターでは、成年後見制度に携わる税理士会会員の支援を継続的に行っている。

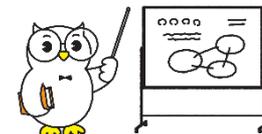
令和4年3月の税理士法改正で、**税理士法人**も成年後見等を行えるようになりました！



★ 国民への周知等の取組み

成年後見制度に関する無料相談会の開催	パンフレットの作成	HPによる情報提供
<ul style="list-style-type: none"> 2014年から毎年全国で開催 昨年度は全国40か所で実施、総相談件数は740件、192名の税理士が相談に従事 	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="716 1005 880 1219"> <p>一般向け</p> </div> <div data-bbox="915 1005 1081 1219"> <p>金融機関向け</p> </div> </div>	<div data-bbox="1213 1005 1522 1233"> </div> <p>https://www.nichizeiren-seinenkouken.org/</p>

その他高齢者・障がい者等への支援施策②



● 特別支援学校での租税教育

税理士は、国民が租税の役割や仕組み、申告納税制度の理念や納税者の権利及び義務を理解し、社会の構成員としての正しい判断力と健全な納税者意識を養えるよう、全国の小中高生、大学生及び社会人に対して租税教育を行っている。その対象には盲学校・ろう学校等の特別支援学校の児童・生徒も含まれる。

視覚障がい者向けの教材として、租税教育副読本「税って何かな？」の「点字版」「音声版」「拡大版」を作成しているほか、税理士向けに、盲学校・ろう学校で租税教室を行う際の参考として、モデル授業映像を配信している。

